

例規等の改正案について

1 9月に改正を予定している条例について（9月定例会議）

（1）芽室町議会基本条例の一部改正について

<改正理由>

第14条（議決事項の拡大）第3号に規定する「芽室町庁舎建設基本計画」について、当該計画に係る一連の事業が完了したことから削除しようとするもの。

2 10月施行予定の規程・要綱・要領等について

（1）芽室町議会議員の請負の状況の公表に関する規程の制定について

- ・(R5) 第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

（2）芽室町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

- ・(R5) 第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

（3）芽室町議会サポーター設置要綱の一部改正について

<改正理由>

第3条（定員）に規定する議会サポーターの定員要件（5人以内）を削除しようとするもの。

（4）芽室町議会白書作成要領の一部改正について

<改正理由>

第5条（構成）第1号に規定する、概要版を単年度版に改正し、第2号に規定する完全版を廃止しようとするもの。また、同条第2項に規定する議会白書の構成を削除しようとするもの。

（5）請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準の制定について

<制定理由>

請願・陳情については、内容的に議会における審査になじまないものもあることから、審査を除外する基準の明確化を図ろうとするもの。

3 今後継続調査を要する例規について

（1）芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（12月定例会議予定）※要検察庁協議

- ・(R5) 第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

（2）芽室町議会会議条例の一部改正について

- ・(R5) 第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

- (3) 芽室町議会ハラスメント防止条例の制定について
 - ・第4回全員協議会協議事項
- (4) 芽室町議会会議条例等運用規則の一部改正について
 - ・(R5) 第29回議会運営委員会調査事項ー第2回全員協議会協議事項
- (5) 芽室町議会委員会条例の一部改正について（新規）
 - <改正理由>
 - 議会手続のオンライン化等に対応するため所要の改正を行うもの。

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(議決事項の拡大)</p> <p>第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p><u>(3) 一略一</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(議決事項の拡大)</p> <p>第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p><u>(3) 芽室町庁舎建設基本計画</u></p> <p><u>(4) 一略一</u></p>

芽室町議会議員の請負の状況の公表に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）が芽室町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における芽室町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を請負状況等報告書（様式第1号）により報告しなければならない。

（1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

（2） 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、訂正届（様式第2号）により当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 _____

訂正届

芽室町議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

芽室町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正案	現 行
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ 一略一 エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 一略一</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取</u></p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ 一略一 エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 一略一</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>

改正案	現 行
<p><u>得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 一略一</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報 <u>(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)</u>の項目</p> <p>(3)～(5) 一略一</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(4) 一略一</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p> <p>(3)～(5) 一略一</p>

芽室町議会サポーター設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(委嘱) 第3条 一略一 (任期) 第4条 一略一 (解任) 第5条 一略一 (1)・(2) 一略一 (謝礼) 第6条 一略一 (職務) 第7条 一略一 (1)～(3) 一略一 (庶務) 第8条 一略一 (提言等の取扱) 第9条 一略一 2 一略一 (委任)</p>	<p>(定員) 第3条 <u>町議会サポーターの定員は、5人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは、増員することができる。</u> (委嘱) 第4条 一略一 (任期) 第5条 一略一 (解任) 第6条 一略一 (1)・(2) 一略一 (謝礼) 第7条 一略一 (職務) 第8条 一略一 (1)～(3) 一略一 (庶務) 第9条 一略一 (提言等の取扱) 第10条 一略一 2 一略一 (委任)</p>

改正案	現 行
<p>第10条 一略一 附 則 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。</p>	<p>第11条 一略一</p>

芽室町議会白書作成要領の一部を改正する要領新旧対照表

改正案	現 行
<p>(構成)</p> <p>第5条 議会白書は、横書き・A4縦・ユニバーサルデザインフォントの使用を基本として調製し、次の各号のとおり区分する。</p> <p>(1) 毎年発行するものを<u>単年度版</u>とする。</p> <p>(2) 必要に応じて任期版を発行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(構成)</p> <p>第5条 議会白書は、横書き・A4縦・ユニバーサルデザインフォントの使用を基本として調製し、次の各号のとおり区分する。</p> <p>(1) 毎年発行するものを<u>概要版</u>とする。</p> <p>(2) 必要に応じて任期版、<u>完全版</u>を発行する。</p> <p><u>2 議会白書の構成はおおむね次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>(1)・(2)一略一</u></p>

請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準（案）

（令和6年〇〇月〇〇日 議会運営委員会決定）

- 1 個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、信用を失墜させるおそれのあるもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
- 2 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する内容が含まれているもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
- 3 芽室町に住所（法人等にあつては所在地）を有しないものから郵送により提出されたもの。
- 4 住所、連絡先等が不明確で連絡のとれないもの。
- 5 既に採択、不採択等の結論を出した請願・陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの。
- 6 私人（法人を含む）間で解決すべき内容であるもの。
- 7 既に願意が達成されていると認められるもの。
- 8 町職員の身分に関し、懲戒、分限等を求めるもの。
- 9 訴訟や不服申立てにより係争中のもの。
- 10 趣旨等が不明確なもの。
- 11 その他議会において審査をすることが適当でないとして認められるもの。